

九 発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正案	現行
<p>発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 <u>応募株主等</u> 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する<u>応募株主等</u>をいう。</p> <p>十二～十四 (略)</p> <p>(買付け等の通知書の記載事項等)</p> <p>第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該通知書に係る<u>応募株主等</u>に関する事項のうち次に掲げるものの</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 <u>応募株主</u> 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する<u>応募株主</u>をいう。</p> <p>十二～十四 (略)</p> <p>(買付け等の通知書の記載事項等)</p> <p>第二条 令第十四条の三の三第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該通知書に係る<u>応募株主</u>に関する事項のうち次に掲げるもの</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 令第十四条の三の三第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第七項で定めるところにより、あらかじめ、<u>応募株主等</u>に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。</p> <p>4 令第十四条の三の三第六項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 公開買付者の使用に係る電子計算機と<u>応募株主等</u>の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて<u>応募株主等</u>の閲覧に供し、当該<u>応募株主等</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二（略）</p> <p>5 前項各号に掲げる方法は、<u>応募株主等</u>がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に</p>	<p>3 令第十四条の三の三第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第七項で定めるところにより、あらかじめ、<u>応募株主</u>に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「<u>電磁的方法</u>」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。</p> <p>4 令第十四条の三の三第六項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 公開買付者の使用に係る電子計算機と<u>応募株主</u>の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知書に記載すべき事項を電気通信回線を通じて<u>応募株主</u>の閲覧に供し、当該<u>応募株主</u>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二（略）</p> <p>5 前項各号に掲げる方法は、<u>応募株主</u>がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に</p>
--	---

係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 (略)

8 第三項に規定する承諾を得た公開買付者は、当該応募株主等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該応募株主等が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数の合計のうち、当該応募株主等の応募上場株券等の数の合計のうちを占める買付け等をする上場株券等の数の割合を乗じる方法(当該計算によつて得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法)とする。

2~4 (略)

(公表を要しない事項)

第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものに基づいて行つ自己の株式の取得についての当該発行者の業務執行を決定する機関による決定をいふものとする。

係る電子計算機と、応募株主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 (略)

8 第三項に規定する承諾を得た公開買付者は、当該応募株主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該応募株主に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該応募株主が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(あん分比例の方式)

第二十一条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主の応募上場株券等の数の合計のうち、当該応募株主の応募上場株券等の数の合計のうちを占める買付け等をする上場株券等の数の割合を乗じる方法(当該計算によつて得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法)とする。

2~4 (略)

(公表を要しない事項)

第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものに基づいて行つ自己の株式の取得についての当該会社の業務執行を決定する機関による決定をいふものとする。

一 公開買付けをする発行者の商法第二百十條第一項の規定による定時総会の決議又は同法第二百十一條ノ三第一項の規定による取締役会の決議（同項第一号に掲げる場合を除く。）

二 公開買付けをする発行者の商法第二百十三條第一項の規定による株主総会の決議若しくは同項ただし書による定款の定め又は法第二十四條の六第二項に規定する償還株式の消却に係る定款の定め

（通知の方法）

第二十四條 （略）

2 公開買付者は、前項の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該公開買付けに係る上場株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者及び当該上場株券等の売付け等を行うおとする者（以下この条において「公開買付申込者等」という。）の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該公開買付者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 公開買付者の使用に係る電子計算機と公開買付申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

一 公開買付けをする会社の商法第二百十條第一項の規定による定時総会の決議又は同法第二百十一條ノ三第一項の規定による取締役会の決議（同項第一号に掲げる場合を除く。）

二 公開買付けをする会社の商法第二百十三條第一項の規定による株主総会の決議若しくは同項ただし書による定款の定め又は法第二十四條の六第二項に規定する償還株式の消却に係る定款の定め

（通知の方法）

第二十四條 （略）

2 公開買付者である会社（以下この条において「公開買付会社」という。）は、前項の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該公開買付けに係る上場株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした者及び当該上場株券等の売付け等を行うおとする者（以下この条において「公開買付申込者等」という。）の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該公開買付会社は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 公開買付会社の使用に係る電子計算機と公開買付申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

する方法

□ 公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて公開買付申込者等の閲覧に供し、当該公開買付申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、公開買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二（略）

3（略）

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、公開買付申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 公開買付者は、第二項の規定により第一項各号に掲げる事項を提示しようとするときは、あらかじめ、当該公開買付申込者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの

二（略）

6 前項の規定による承諾を得た公開買付者は、当該公開買付申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該公開買付申込者等に対し、第一項各号に掲げる事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただ

録する方法

□ 公開買付会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて公開買付申込者等の閲覧に供し、当該公開買付申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、公開買付会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二（略）

3（略）

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付会社の使用に係る電子計算機と、公開買付申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 公開買付会社は、第二項の規定により第一項各号に掲げる事項を提示しようとするときは、あらかじめ、当該公開買付申込者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち公開買付会社が使用するもの

二（略）

6 前項の規定による承諾を得た公開買付会社は、当該公開買付申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該公開買付申込者等に対し、第一項各号に掲げる事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。た

し、当該公開買付申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第二十五条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。

2 公開買付者は、前項の規定において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三第二項各号に掲げる方法(次項及び第四項において「電磁的方法」という。)により法第二十七条の九第二項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならぬ。

3 (略)

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三第一項の承諾をしている者に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の

だし、当該公開買付申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)

第二十五条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第二十三条の四の規定は、法第二十七条の三十の九第三項において同条第一項を準用する場合について準用する。

2 公開買付者は、前項の規定において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の四第二項各号に掲げる方法(次項及び第四項において「電磁的方法」という。)により法第二十七条の九第二項に規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならぬ。

3 (略)

4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の四第一項の承諾をしている者に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の

内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

(公開買付届出書の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法に係る発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の準用)

第二十五条の三 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十八号)第三十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の十一第二項の規定による公開買付届出書に記載すべき事項の提供について準用する。

内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

(公開買付届出書の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法に係る発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の準用)

第二十五条の三 発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十八号)第三十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の十一第二項の規定による公開買付届出書に記載すべき事項の提供について準用する。

九 発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</u></p> <p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>公開買付けによる買付け等の通知書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)            (1)～(3) (略)            (4) 応募に関して買付け等をする上場株券等又は返還する上場株券等                a 当該応募株主等から買付け等をする上場株券等又は当該応募株主等に返還する上場株券等について記載すること。                b～e (略)            (5) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</u></p> <p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>公開買付けによる買付け等の通知書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意)            (1)～(3) (略)            (4) 応募に関して買付け等をする上場株券等又は返還する上場株券等                a 当該応募株主から買付け等をする上場株券等又は当該応募株主に返還する上場株券等について記載すること。                b～e (略)            (5) (略)</p>



改 正 案	現 行
<p data-bbox="219 284 853 309">発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p data-bbox="152 352 264 378">第二号様式</p> <p data-bbox="159 419 232 445">【表紙】</p> <p data-bbox="159 451 719 512">【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p data-bbox="152 553 371 579">第1【公開買付要項】</p> <p data-bbox="174 585 327 611">1～8 (略)</p> <p data-bbox="174 617 551 643">9【その他買付け等の条件及び方法】</p> <ul data-bbox="219 649 685 745" style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>【応募株主等の契約の解除権についての事項】</li> <li>～ (略)</li> </ul> <p data-bbox="152 751 416 777">第2【公開買付者の状況】</p> <p data-bbox="174 783 371 809">1【発行者の概要】</p> <ul data-bbox="219 815 551 911" style="list-style-type: none"> <li>【発行者の沿革】</li> <li>【発行者の目的及び事業の内容】</li> <li>(略)</li> </ul> <p data-bbox="174 917 327 943">2・3 (略)</p> <p data-bbox="159 984 327 1010">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="152 1016 349 1042">(1)～(9) (略)</p> <p data-bbox="152 1048 539 1074">(10) その他買付け等の条件及び方法</p> <ul data-bbox="197 1080 1126 1214" style="list-style-type: none"> <li>a・b (略)</li> <li>c 「 応募株主等の契約の解除権についての事項」には、法第27条の2の2第2項において準用する法第27条の12の規定の内容をわかりやすく記載すること。</li> <li>d～f (略)</li> </ul> <p data-bbox="152 1220 360 1246">(11) 発行者の概要</p> <ul data-bbox="197 1252 1126 1418" style="list-style-type: none"> <li>a 「 発行者の沿革」には、創立の経緯、商号の変更、合併、増減資等による資本の変動、事業目的の変更、工場の新設等主な変遷につき簡単に記載すること。</li> <li>b 「 発行者の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。</li> <li>c (略)</li> </ul> <p data-bbox="152 1425 327 1450">(12) 経理の状況</p> <ul data-bbox="197 1457 819 1482" style="list-style-type: none"> <li>a 次に掲げる場合に並び、次に掲げるものを記載すること。</li> </ul>	<p data-bbox="1218 284 1964 309">発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p data-bbox="1142 352 1254 378">第二号様式</p> <p data-bbox="1149 419 1223 445">【表紙】</p> <p data-bbox="1149 451 1709 512">【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p data-bbox="1142 553 1361 579">第1【公開買付要項】</p> <p data-bbox="1164 585 1317 611">1～8 (略)</p> <p data-bbox="1164 617 1541 643">9【その他買付け等の条件及び方法】</p> <ul data-bbox="1209 649 1675 745" style="list-style-type: none"> <li>・ (略)</li> <li>【応募株主の契約の解除権についての事項】</li> <li>～ (略)</li> </ul> <p data-bbox="1142 751 1406 777">第2【公開買付者の状況】</p> <p data-bbox="1164 783 1361 809">1【会社の概要】</p> <ul data-bbox="1209 815 1541 911" style="list-style-type: none"> <li>【会社の沿革】</li> <li>【会社の目的及び事業の内容】</li> <li>(略)</li> </ul> <p data-bbox="1164 917 1317 943">2・3 (略)</p> <p data-bbox="1149 984 1317 1010">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="1142 1016 1339 1042">(1)～(9) (略)</p> <p data-bbox="1142 1048 1529 1074">(10) その他買付け等の条件及び方法</p> <ul data-bbox="1187 1080 2121 1214" style="list-style-type: none"> <li>a・b (略)</li> <li>c 「 応募株主の契約の解除権についての事項」には、法第27条の2の2第2項において準用する法第27条の12の規定の内容をわかりやすく記載すること。</li> <li>d～f (略)</li> </ul> <p data-bbox="1142 1220 1328 1246">(11) 会社の概要</p> <ul data-bbox="1187 1252 2121 1418" style="list-style-type: none"> <li>a 「 会社の沿革」には、創立の経緯、商号の変更、合併、増減資等による資本の変動、事業目的の変更、工場の新設等主な変遷につき簡単に記載すること。</li> <li>b 「 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。</li> <li>c (略)</li> </ul> <p data-bbox="1142 1425 1328 1450">(12) 経理の状況</p> <ul data-bbox="1187 1457 2121 1482" style="list-style-type: none"> <li>a 「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)</li> </ul>

公開買付者が有価証券報告書の提出者であって連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）の規定により作成した連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成している場合

連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）に限る。以下同じ。）を記載すること。

以外の場合

「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについてわかりやすく説明すること。

b これらの財務諸表は、最近3事業年度のものを掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近3事業年度の財務諸表とともに中間貸借対照表及び中間損益計算書を掲げること。

c （略）

(13) （略）

の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

b これらの財務諸表は、最近3事業年度のものを掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書（法24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。）の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。）を提出している場合には、最近3事業年度の財務諸表とともに中間貸借対照表及び中間損益計算書を掲げること。

c （略）

(13) （略）

改 正 案	現 行
<p data-bbox="219 284 853 312"><u>発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</u></p> <p data-bbox="152 352 264 381">第三号様式</p> <p data-bbox="159 419 232 448">【表紙】</p> <p data-bbox="159 451 277 480">【提出書類】</p> <p data-bbox="535 451 741 512">公開買付撤回届出書 (略)</p> <p data-bbox="159 552 389 580">1 【公開買付けの内容】</p> <p data-bbox="203 584 322 612">【対象者名】</p> <p data-bbox="203 616 322 644">・ (略)</p> <p data-bbox="159 647 300 676">2～4 (略)</p> <p data-bbox="159 716 322 745">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="607 751 667 780">(略)</p>	<p data-bbox="1211 284 1957 312"><u>発行者である会社による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</u></p> <p data-bbox="1144 352 1256 381">第三号様式</p> <p data-bbox="1151 419 1225 448">【表紙】</p> <p data-bbox="1151 451 1270 480">【提出書類】</p> <p data-bbox="1532 451 1738 512">公開買付撤回届出書 (略)</p> <p data-bbox="1151 552 1382 580">1 【公開買付けの内容】</p> <p data-bbox="1196 584 1337 612">【対象会社名】</p> <p data-bbox="1196 616 1314 644">・ (略)</p> <p data-bbox="1151 647 1292 676">2～4 (略)</p> <p data-bbox="1151 716 1314 745">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="1603 751 1664 780">(略)</p>